

川崎市商工業優良組合役員表彰要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、市内に主たる事務所を有する事業協同組合、商店街振興組合及び一般社団法人川崎市商店街連合会、川崎市工業団体連合会（以下「組合等」という。）のうち、運営管理等その業績が優良と認められる組合等の役員として、これの指導育成に尽力し、本市中小企業の振興発展に貢献した功労者（以下、「優良役員」という。）の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(優良役員)

第2条 優良役員は、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- 1 原則として、満10年以上組合の役員として、組合の発展に尽くした功績が大きいと認められるもの
- 2 人格、識見とも優れているもの
- 3 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規程する暴力団員をいう。）に該当しないもの

(被表彰者の選定)

第3条 被表彰者の選定については、前条に掲げる条件を満たす優良役員のうち、次の各号のいずれかに該当するものから選考し、決定する。

- 1 市内に事業所を有するもの
- 2 市長が認めるもの

(表彰)

第4条 表彰は、年1回とし、市長が表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

附 則

この要領は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、昭和57年12月9日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成元年12月18日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成29年9月1日から施行する。